

HATSU鎌倉利用規約

本規約は、株式会社カヤック（以下「弊社」といいます。）が、神奈川県より委託を受け管理する起業支援拠点 HATSU 鎌倉（以下「本拠点」といいます。）において、利用者と弊社が遵守しなければならない諸条件のうち基本となる内容を定めるものです。

第1条 本規約及びルール等

1. 弊社は、本拠点を運営する上で必要な諸条件及びルール等（以下「ルール等」といいます。）を定めることができるとします。ルール等は名称によらずに本規約の一部を構成します。

2. 本規約及びルール等は、弊社が本拠点において提供する以下のサービス（以下「本サービス」といいます。）に関して共通して適用されるものとします。なお、弊社は、本サービスの運営上、サービス毎に利用上の注意などを設ける場合があります。

コワーキングスペースサービス

シェアオフィスサービス

貸会議室サービス

貸イベントスペースサービス

貸ロッカーサービス

登記サービス

郵便サービス

シェアキッチンサービス

図書閲覧サービス

Wifi 利用サービス

その他弊社が定めるサービス

3. ルール等を定めた場合、本拠点のウェブサイトで告知するものとします。本拠点のウェブサイト掲示後に、本拠点を利用した利用者は当該ルール等に同意したものとみなされず。

4. 本規約及びルール等は、会員契約の内容を構成することとします。ただし別途の定めがある場合は、その定めを優先することとします。

5. 本規約及びルール等は、弊社判断で改定することができるものとし、本規約及びルール等を本拠点のウェブサイト上又は別途弊社が定める方法で掲示した時点より効力を生じるものとします。本拠点のウェブサイト掲示後に、本拠点を利用した利用者は変更後の内容に同意したものとみなされます。

第2条 用語の定義

「利用者」 本拠点を利用する会員、非会員及び来館者

「会員」 個人会員及び法人会員

「個人会員」 入会手続、会員契約を締結した個人

「法人会員」 入会手続、法人会員契約を締結した法人及び団体

「ドロップイン利用者」 入会手続を行うことなく、本拠点のドロップインスペースを一時利用する個人

「来館者」 本拠点の利用を目的としない見学者、又は弊社が本拠点の入館を認めた個人

「会員スペース」 会員のみが利用できるスペース

「ドロップインスペース」 会員及び非会員が利用できるスペース

第3条 本拠点の利用について

1. 利用者及び弊社は、本拠点を適切に利用することができるよう相互に尊重しあうこととします。
2. 弊社は、利用者が適切に本拠点を利用することができるよう、利用者の要望に配慮しながら本拠点のサービスの向上に努めます。
3. 利用者は、各自の責任において自己又は他の利用者の安全、快適性に配慮することとします。

第4条 会員契約

1. 本拠点の会員入会資格は、次の各号のすべてに適合する方に限ります。
 - ・本拠点の趣旨を理解、賛同し本規約及びルール等を守れる方
 - ・暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準じる者又はその構成員その他の反社会的勢力ではない方
 - ・過去に会員契約を取り消されていない方
 - ・過去に会費の未払い等の無い方かつ除名されていない方
 - ・未成年の場合、入会に際し親権者の方の同意を得た方
2. 利用者と弊社との会員契約は、利用者が本規約及びルール等に同意したうえで、弊社の定める方法により、第6条に定める会員種別の確定及び申込書を提出し、会費の支払い手続きを完了したことにより成立することとします。
3. 利用開始日は、毎月1日もしくは16日のいずれかとなり、その日より会費が発生します。
4. 申込書を提出する際には、個人又は法人の本人確認書類を提示することとします。
5. 会員以外の利用者は本拠点を利用した時点で、本規約及びルール等の内容が適用されることとします。
6. 未成年の利用者が弊社と会員契約を締結するには、親権者の同意を得なければならない

こととします。

7. 利用者が入会手続において、虚偽の申告、重大な事実の隠匿、その他弊社が本拠点の利用を不適當であると判断した場合には、会員契約を取り消すことができることとします。

7. 弊社は、申込者が提出した書類を返却しないものとします。

9. 弊社は、利用者の個人情報を別途定める「個人情報保護方針」

(<http://www.pref.kanagawa.jp/master/sitepolicy.html>) に従い取り扱うこととし、利用者は、これに同意することとします。

10. 会員資格保有期間は、原則1か月とし、本サービスの利用可能期間及び、入会中に利用者が取得した特典等も会員期間と一致することとします。

【登録情報】

氏名

生年月日

住所

電話番号

メールアドレス

勤務先又は学校名、その他所属団体情報

第5条 会員資格

1. 会員には会員資格が付与されます。

2. 会員は、会員資格を他に共有、貸与、譲渡又は名義変更することができないこととします。ただし、弊社が承認した場合を除きます。

第6条 会員種別と契約期間

1. 弊社は、弊社の判断により、本拠点の利用形態に応じた会員種別をその都度定めます。また弊社、弊社の判断により、会員種別を追加、変更、廃止、再開等を行うことがあります。

2. 契約期間は1か月ごととします。会員又は弊社より1か月前までに書面による申し出がない場合には、新たに1か月更新したものとみなします。

第7条 会員証

1. 弊社は会員に対して会員証を発行することとします。

2. 会員は、本拠点を利用する際には会員証を携帯しなければなりません。

3. 会員は、会員証の複製及び第三者への貸与又は譲渡をしてはなりません。

4. 会員は、会員証の貸与、紛失、盗難その他の理由の如何を問わず、会員の故意又は過失により弊社が利用を認めていない第三者が当該会員証をもって、本拠点を利用した場合には、金30,000円(税別)を違約金として弊社に支払わなければなりません。

5. 会員は、会員契約が終了した場合には直ちに会員証を弊社に返却しなければなりません。

ん。

6. 会員は、会員証の紛失、盗難又は破損等が生じた場合、直ちに弊社に届け出なければなりません。この場合、会員は弊社に会員証再発行手数料として金 3,000 円（税別）を支払い、会員証を再発行することとします。

第 8 条 会費等の支払い及び支払い方法

1. 弊社は、会費、手数料などの利用料等（以下「利用料等」といいます。）の金額及び内容を弊社の判断で決定又は変更することができることとし、変更後の料金及び内容については、該当する全ての利用者に適用されることとします。ただし弊社が別途定める場合はこの限りではありません。

2. 会費は、本拠点の利用の有無にかかわらず支払わなければなりません。

3. 会費の支払いは、弊社が定める方法により支払うこととします。

4. 会員が支払った利用料等は、理由の如何を問わず返金されないこととします。

5. 本サービスを利用する際の支払い方法は、原則としてクレジットカード及び電子マネーによる決済とし、利用者は申し込みの際にその方法を選択できることとします。

6. 決済の方法に関わらず、利用者は利用料等に消費税を含めた金額を支払うこととします。

第 9 条 会員情報及び会員種別の変更

1. 会員は、入会手続き及び本拠点を利用する際に、第 4 条に記載する登録情報を正しく弊社に対して申告することとします。当該会員情報に変更が生じた場合は、速やかに弊社に当該変更内容を届け出ることとします。

2. 会員は、会員種別の変更を希望する場合、変更希望月の前月末日までに変更手続きをとることとします。

3. 会員は、会員種別の変更日をもって、変更前に保有していたすべての権利を失うこととします。

4. 会員は、会員種別の変更に伴い、変更後の会員種別にかかる利用料等を支払うこととします。

第 10 条 退会

1. 会員は退会を希望する場合、弊社が別途定める退会手続きを行うこととします。

2. 退会手続きの完了日と退会日との関係は以下に定める通りとし、退会日をもって会員契約が終了することとします。

1 日入会の場合：利用終了月の前月末（本拠点が休館日の場合は、翌営業日）までに退会手続きが完了した場合、退会日は退会手続き完了月の翌月末日又はそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続き時に指定する日とします。

16日入会の場合：利用終了月の前月15日（本拠点が休館日の場合は、翌営業日）までに退会手続きが完了した場合、退会日は退会手続き完了月の翌月15日又はそれ以降の月の15日のうち、会員が退会手続き時に指定する日とします。

3. 会員が弊社に対して口頭、電話、電子メールその他の手段で退会の意思を伝えたといえども、弊社所定の退会手続きを終えない限り、退会とはみなされません。会員は退会手続きを適切に完了しない限り、会員契約が有効に継続し、会員が有する本拠点の利用権や利用料等の支払い義務が存続することを認めることとします。

4. 個人会員本人が死去された場合、当該会員の親族又はこれに準ずる方で弊社が認める方が、退会手続きを完了させる必要があることとします。ただし個人会員本人が死去された月の末日をもって退会日とします。

5. 会員は、退会日までに、本拠点にある所有物等を撤去することとします。なお、退会日の10日後においても撤去しない退会者の所有物等については、弊社の判断で処分することができることとし、費用が発生した場合は退去者に請求することとします。

6. 会員が連続して2ヶ月分の会費の支払いを滞納した場合、弊社は当該会員を退会扱いとすることができます。なお、これにより会費、利用料等の支払義務が免除されるものではありません。

第11条 再入会

第10条に定める退会会員は、再度入会する（以下「再入会」といいます。）ことができます。再入会の利用開始を希望する場合には、新規入会に準じる手続を行うものとします。

第12条 会員資格の喪失

会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、会員資格を喪失することとします。

- ・会員の退会
- ・会員契約の取消し
- ・会員の除名
- ・会員の死去
- ・会員契約の終了
- ・本拠点の閉店

第13条 禁止事項

利用者は本拠点において、以下の各号に定める行為をしてはならないものとします。利用者に当該行為があるときは、弊社は利用者に対し、当該行為の中止、本拠点の一部又は全部の利用の中止、本拠点からの退去等を求めることができます。

<迷惑行為>

- ・盗撮、盗難、痴漢、露出、その他法令又は公序良俗に反する行為をすること

- ・他の利用者又は弊社スタッフに対して、たたく、なぐる、ける、強く押す、つかむ、その他の暴力を振るうこと
 - ・他の利用者又は弊社スタッフに対して、暴言、誹謗中傷、嫌がらせ、睨み付け、待ち伏せ、つきまとい、個人的交友の強制、その他迷惑行為を行うこと
 - ・他の利用者又は弊社スタッフに対して、音、振動、臭気等を発し、迷惑を及ぼす可能性のある物品の持ち込み
 - ・大声や奇声を発するなど、他の利用者や弊社スタッフが威嚇や迷惑と感じる行為を行うこと
 - ・弊社の許可なくペットを持ち込むこと
 - ・本拠点及び本拠点周辺で喫煙すること（電子タバコを含む）
 - ・本拠点において許可なく、政治活動、宗教活動、勧誘活動、署名活動、撮影、ビラ等の配布、張り紙等の掲載を行うこと
 - ・本拠点の運営への要望に対して、弊社による回答があった後も同じ意見や要望等を繰り返すこと
 - ・本拠点において居住又は宿泊すること
 - ・弊社又は本拠点の名誉又は信用を傷つけること
- <危険行為>
- ・本拠点において火気を使用すること
 - ・本拠点において危険物を持ち込むこと
 - ・本拠点屋上に無断で立ち入ること
- <違反行為>
- ・本拠点の設備や備品等を弊社の許可なく持ち出すこと
 - ・本拠点の設備や備品等を損壊又は汚損すること
 - ・弊社の許可なく、本拠点に設備や備品を持ち込むこと
- なお持ち込んだ備品等の管理については弊社の指示に従うこと
また持ち込んだ備品等について利用者に損害が生じた場合でも、その損害について賠償を請求することはできないものとする
- ・その他、弊社が不適切と判断する行為又は事業を行うこと

第14条 除名処分

1. 会員が前条のいずれかに該当する場合、弊社は当該会員を直ちに除名処分とすることができるものとします。
2. 除名処分は、弊社の会員に対する口頭又は書面による通知により行うこととし、口頭で行ったときは後日これを確認する書面を送付することとします。
3. 会員が除名処分を受けたときは、弊社と当該会員との会員契約は除名処分と同時に終了します。なお、これにより会費、利用料その他の支払義務が免除されるものではありません。

第15条 反社会的勢力排除

1. 利用者は、自ら及び同伴者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとします。

- ・暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ・暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ・暴力団員等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ・役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 利用者は、他の利用者又は弊社スタッフ及び弊社に対して、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約することとします。

- ・暴力的な要求行為
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・取引に関して、脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為
- ・風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

3. 弊社は、利用者が本条に違反した場合、催告その他何らかの手續を要することなく、直ちに利用者を除名することができます。

4. 前項に定める除名は、弊社の利用者に対する損害賠償請求を妨げません。また、これにより会費、利用料その他の支払義務が免除されるものではありません。

5. 本条に基づき除名された場合、利用者は、弊社に対し、損害賠償その他何らの請求をすることができません。

第16条 営業日及び営業時間

1. 本拠点の営業日及び営業時間については、会員種別により個別で定めます。
2. 弊社は営業日及び営業時間の変更を行う場合には、事前に会員に対しその旨を告知することとします。

第17条 休業日

弊社は以下の各号に定める場合、本拠点の全部又は一部を休業とする場合があります。

- ・本拠点の点検、補修、改修その他本拠点の運営管理上、弊社が必要と判断した場合

- ・気象、災害、突発事故その他やむを得ない事由により弊社が必要と判断した場合
- ・法令、行政指導、社会情勢の著しい変化その他やむを得ない事由が発生した場合
- ・年末年始などの一定期間の休業、その他弊社の都合により弊社が必要と判断した場合

第18条 サービス提供の休止

1. 弊社は以下の事項に該当する場合には利用者に告知することなく本サービスの全部又は一部の提供を休止することができます。

- ・設備等の不具合により、十分なサービスを提供することができないと弊社が判断した場合
- ・緊急の点検、設備の保守などによりサービスの提供が不可能である場合
- ・火災、停電、天変地異、法令及びこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、その他弊社の合理的支配が及ばない事由等不可抗力を原因として、本サービスの提供ができなくなった場合
- ・通信事業者が電気通信サービスを中断あるいは中止し、電気通信サービスの提供ができなくなった場合
- ・その他、弊社が運営上休止する必要があると認めた場合

2. 利用者は、弊社が本サービスの提供を休止する場合、本サービスの停止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないこととします。

第19条 拾得物

1. 利用者は、本拠点に忘れ物又は落とし物（以下「拾得物」といいます。）をした場合には、速やかにその旨を本拠点に問い合わせることとします。

2. 本拠点において拾得物を拾得した利用者は、本拠点に当該拾得物を引き渡すこととし、引き渡しをもって当該拾得物に対する一切の権利を放棄したものとみなします。

3. 弊社は拾得物について、1か月間の保管期間経過後に処分することができることとします。ただし、拾得物が食品・飲料品等、カビ・腐敗等の安全衛生上の問題を生じるおそれがある場合、弊社は保管期間の経過前であっても処分を行うことができることとします。

第20条 盗難及び紛失

1. 利用者は、本拠点が不特定多数の方が利用される施設であることを認識し、ご自身の持ち物が紛失や盗難にあわないよう、自ら適切に管理することとします。

2. 利用者が本拠点を利用する際に生じた紛失や盗難について、弊社は、弊社に故意又は過失がある場合を除き、何ら賠償責任を負わないこととします。

第21条 利用者の責任

利用者は、本拠点を利用するにあたり、故意又は過失により、弊社、他の利用者又は第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負うこととします。

利用者が本拠点の備品及び設備等を破損した場合、弊社は、利用者に対し損害金を請求できることとし、利用者は速やかに原状回復に要する損害金を支払うこととします。

第22条 免責

1. 弊社は、利用者が本拠点の利用中、利用者自身が受けた損害に対して、弊社に故意又は過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
2. 弊社は、利用者同士の間で生じた係争やトラブルに対して、弊社に故意又は過失がある場合を除き、一切関与しないこととし、利用者は弊社に係争やトラブルの解決を求めることはできないこととします。
3. 弊社は、天変地異、法令及びこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、その他弊社の合理的支配が及ばない事由等不可抗力を原因として弊社の業務が停止し、利用者及び利用法人へ本サービスの提供ができなくなった場合、これにより利用者又は利用法人に損害が生じたとしても、一切の責を負わないものとします。

第23条 本拠点の閉店

1. 弊社は、弊社の判断に従い、本拠点を閉店することができます。
2. 弊社は、本拠点の閉店について、利用者に対して何らの保証も行わないこととします。

第24条 告知及び連絡

1. 別途定めがある場合を除き、弊社が利用者に対して行う告知及び連絡は、本拠点のウェブサイト又は SNS 及び本拠点での掲示又は本拠点内での配布によるものとし、利用者は弊社からの告知及び連絡に留意することとします。なお、弊社は、本拠点におけるキャンペーンその他の告知内容を利用者が認識されなかったことについて、何らの責任も負わないこととします。
2. 弊社から利用者に対して郵送又は電子メールで告知物を発送する場合、利用者が弊社に申告した住所又は電子メールアドレス宛に発信することとし、通常到達すべきときに、利用者に到達したものとみなします。なお、弊社は、当該住所又は電子メールアドレス宛に発信された告知物が利用者に届かなかったことについて、何らの責任も負わないこととします。

第25条 準拠法、専属管轄

利用者と弊社との紛争については、日本法を準拠法とし、訴額に応じて横浜地方裁判所又は横浜簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所にします。

以上

施設サービス利用規約

<チャレンジャー制度>

チャレンジャー制度は、本施設所定の審査に申し込みを行い、審査に合格することで利用することができます。

利用期間は利用開始から半年間となります。

利用できるサービスは以下のとおりです。

- ・HATSU 鎌倉起業家養成プログラムの無料受講
- ・HATSU 鎌倉主催イベントへの無料参加
- ・本施設 2F/3F フリー席利用無制限（利用時間：平日・土曜日 9 時～23 時、未成年は平日・土曜日 9 時～18 時）
- ・貸会議室サービスの無料利用
- ・オンラインコミュニティへの無料入会

<コワーキングスペースサービス>

本サービスは会員限定のサービスです。

本施設 3F の会員スペースにあるフリー席を利用することができます。

お一人につき 1 席利用となります。

利用時間は、平日・土曜日の 9 時～23 時となります。※未成年は平日・土曜日 9 時～18 時

<シェアオフィスサービス>

本サービスは会員及び、ドロップイン利用者向けのサービスです。

本施設 2F のドロップインスペースにある作業場（フリーデスク）を利用できます。

会員の場合：利用時間は平日・土曜日の 9 時～23 時となります。

ドロップイン利用者の場合：利用時間は平日・土曜日の 9 時～18 時となります。

※ドロップイン利用：受付で所定の手続き後、利用料 1 日 1 席 3,000 円（税別）をお支払いいただくことで利用することができます。

※未成年は平日・土曜日 9 時～18 時

<貸会議室サービス>

本サービスは会員及び事前に予約を行なった来館者が利用できるサービスです。

利用可能時間・利用料は別途定める料金表に準じます。

利用料のお支払いは、原則「当日のお支払い（クレジットカード等電子決済）」となります。

予約はご利用希望日の 3 か月前からお申込みを受付致します。

HP の問い合わせより仮予約を承ります（無料）。

正式なご利用が決まり、所定の利用申込みが確認できた段階で本予約となります。

ご利用当日のお取消し（ご利用時間の短縮等の一部お取消しを含む）、ご変更（日程変更を含む）は、所定のキャンセル料を申し受けます。

ご利用時間は、準備・後片付け、および備品等の搬入出の時間を含めてご予約下さい。

会議室への入室はご予約いただいた開始時間からとさせていただきます。

ご利用開始時間は 00 分から、または 30 分からのいずれかとさせていただきます。
当日の時間延長は、終了予定時間の 15 分前までにご相談下さい。ただし、ご予約状況によりご希望に添えない場合がございます。30 分単位で延長料金を申し受けます。
各会議室の定員以内でお申込み下さい。定員以上ではご利用いただけません。
※当日のキャンセル料：利用料の 100%

<貸イベントスペースサービス>

本サービスは会員及び、事前に予約を行なった来館者が利用できるサービスです。
利用時間、利用料は別途定める料金表に準じます。
利用料のお支払いは「当日のお支払い（クレジットカード等電子決済）」となります。
予約はご利用希望日の 3 か月前からお申込みを受付致します。
HP の問い合わせより仮予約を承ります（無料）。
イベントスペースの利用には一定の審査があり、HATSU 鎌倉の取組み趣旨に合致するもののみ利用を認めます。
正式なご利用が決まり、所定の利用申込みが確認できた段階で本予約となります。
ご利用前日以降のお取消し（ご利用時間の短縮等の一部お取消しを含む）、ご変更（日程変更を含む）は、所定のキャンセル料を申し受けます。
ご利用時間は、準備・後片付け、および備品等の搬入出の時間を含めてご予約下さい。
イベントスペースへの入室はご予約いただいた開始時間からとさせていただきます。
ご利用開始時間は 00 分から、または 30 分からのいずれかとさせていただきます。
当日の時間延長は、終了予定時間 30 分前までにご相談下さい。ご予約状況によりご希望に添えない場合がございます。30 分単位で延長料金を申し受けます。
イベントスペースの定員以内でお申込み下さい。定員以上ではご利用いただけません。
ご利用の際に発生するゴミはすべてお持ち帰り下さい。
※前日以降のキャンセル料：利用料の 100%

<シェアキッチンサービス>

本サービスは、貸イベントスペースサービスの利用者限定のサービスです。
キャンセル、延長等については、貸イベントスペースサービスに準じます。
予約した時間内に食器グラス類の洗浄、掃除等の原状回復までを終えなければなりません。
原状回復が著しく不足していた場合、清掃代金として 10,000 円（税別）を追徴します。
著しい内装、設備、グラス・食器類の破損、嘔吐などについては、実費を追徴します。
その他、故意、過失にかかわらず、当該サービスの運営に支障をきたす事故、事態が発生した場合は実損害を請求します。

<貸ロッカーサービス>

本サービスは、会員限定のサービスです。
費用は申し込み月より発生します。日割り計算は致しません。
更新、退会については、会員契約に準じます。
申し込み後のキャンセル及びご返金は致しかねます。
ロッカーより異臭が発した場合や、火気・危険物、その他本店が不審物と判断した場合は、即時所轄の警察署に通報いたします。
退会後にお引き取りがない場合や、連絡がつかない等の場合は遺失物として所轄の警察署

にお預けをいたします。

紛失・盗難について当社は一切責任を負いません。

<登記サービス>

本サービスは、会員限定のサービスです。※本サービスは、貸ロッカーサービス及び郵便サービスを合わせて契約する必要があります。

法人登記を行った月より費用が発生します。

登記完了後すみやかに登記簿謄本を pdf にて提出するものとします。

登記住所として利用しなくなった場合、もしくは、退会した場合は、直ちに登記を変更しなければなりません。

変更後の登記簿謄本を pdf にて速やかに提出しなければなりません。

<郵便サービス>

本サービスは、会員限定のサービスです。※本サービスは、貸ロッカーサービスを合わせて契約する必要があります。

当社は、普通郵便で配達される書類のみ受け取りを行います。

受け取りサイン、支払い等が必要な配達物の受け取りは原則行いません。

当社は、会員宛として受け取った郵便物を、会員の契約するロッカーに投函します。

当社は、郵便物にまつわるトラブル等について一切の責任を負いません。

<図書閲覧サービス>

本サービスは、すべての利用者にご利用いただけます。

本施設に付属する図書・情報資料・一般図書を閲覧することができます。

閲覧は、本施設内においてのみとし、施設外への持ち出し、貸し出しはいたしません。

著しく汚損、き損、又は紛失した場合は、同一若しくは同等の物品、又は相当金額をもって賠償していただきます。ただし、やむを得ない事由があると認めた場合はこの限りではありません。

<Wifi 利用サービス>

本サービスは、すべての利用者にご利用いただけます。

利用者に対し、本施設においてインターネット接続を可能とする環境を提供するものとします。

利用者が当社の提供する回線を用いてインターネットへ接続する場合、下記のトラブル等については、当社は一切の責任を負わないものとします。

- ①インターネット上のウェブサイトの適合性
- ②インターネットを通じて入手可能なシステム・プログラムやファイル等の安全性
- ③インターネット上のエラーや不具合
- ④インターネットの利用不能により生じた損害
- ⑤インターネットの利用による個人情報及び機密情報の漏えい
- ⑥インターネットの利用による外部からの不正アクセス及び改変
- ⑦その他前各号に関連するトラブル等

以上